

東京都設計等委託成績評定要綱

21財建技第238号
平成22年4月2日
財務局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、東京都工事施行規程（昭和46年東京都訓令甲第15号。以下「工事施行規程」という。）第31条で準用する第23条の2及び東京都検査事務規程（昭和43年東京都訓令甲第175号。以下「検査事務規程」という。）第33条の2の規定に基づき、工事施行規程第30条に規定する委託（以下「設計等委託」という。）契約に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適切な評定及び受託者の指導育成に資することを目的とする。

(対象)

第2条 前条の設計等委託を対象に評定を行う。ただし、一件の起工金額が200万円未満の場合は、これを省略することができる。

(評定者)

第3条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事施行規程第2条第7号に規定する監督員
- 二 検査事務規程第2条第2号に規定する検査員

2 前項第1号に規定する監督員は、工事施行規程第10条の規定に基づく標準仕様書に定められた総括監督員、主任監督員及び担当監督員とする。ただし、主任監督員又は担当監督員が欠けた場合は、この限りでない。

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 監督員は、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。
- 二 検査員は、検査（清算検査及び材料検査を除く。）完了後速やかに評定を行う。ただし、完了検査においては、原則として完了検査合格の日から14日以内に評定を行う。

(評定の実施)

第5条 評定者は、次の各号に掲げる設計等委託の区分に応じ、当該各号に定める設計等委託成績評定表（以下「評定表」という。）にて、次条から第9条までに定めるところにより評定を行う。

- 一 土木工事に係る設計、測量及び地質調査 土 - 1号様式から5号様式まで
- 二 建築及び設備工事に係る設計 営 - 1号様式から4号様式まで
- 三 工事監理等業務 監 - 1号様式から4号様式まで

(主任監督員及び担当監督員の評定)

第6条 主任監督員及び担当監督員は、次の各号に掲げる設計等委託の区分に応じ、評定表のうち採点表（土 - 3号様式及び4号様式、営 - 3号様式並びに監 - 3号様式）の当該各号に定める評価項目について評定を行う。

- 一 土木工事に係る設計、測量及び地質調査 「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢」及び「成果品の品質」
- 二 建築及び設備工事に係る設計 「業務の実施能力」、「業務の実施状況」及び「業務目的の達成度」
- 三 工事監理等業務 「専門技術力」、「管理技術力」、「コミュニケーション力」、「取組姿勢・社会性」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」

2 主任監督員及び担当監督員は、評定の結果を総括監督員へ報告する。

(総括監督員の評定)

第7条 総括監督員は、前条により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果等を総合的に判断し、評定表のうち委託成績評定表(土-2号様式、営-2号様式及び監-2号様式)の各評価項目について評定を行う。

- 2 総括監督員は、前項の評価項目中「事故等による減点」について評定を行う。
- 3 総括監督員が前2項により評定した結果をもって、監督員が行う設計等委託成績評定とする。

(検査員の評定)

第8条 検査員は、次の各号に掲げる設計等委託の区分に応じ、評定表のうち採点表(土-5号様式、営-4号様式及び監-4号様式)の当該各号に定める評価項目について評定を行う。

- 一 土木工事に係る設計、測量及び地質調査 「説明力」及び「成果品の品質」
 - 二 建築及び設備工事に係る設計 「業務目的の達成度」
 - 三 工事監理等業務 「専門技術力」、「管理技術力」及び「施工計画の確認検討、施工図等の検討、工事の確認」
- 2 検査員が前項により評定した結果をもって、検査員が行う設計等委託成績評定とする。
 - 3 検査員は、すべての検査を完了した後、検査員としての評定点を総括監督員へ送付する。

(評定結果の取りまとめ)

第9条 総括監督員は、監督員の評定点と検査員の評定点とを取りまとめ、評定表のうち委託成績評定報告書(土-1号様式、営-1号様式及び監-1号様式)に評定結果を記録する。

(評定結果の報告)

第10条 総括監督員は、当該設計等委託を主管する課長(以下「工事主管課長」という。)及び部長に評定の結果を報告する。

(評定結果の送付)

第11条 工事主管課長は、評定の結果を委託成績評定報告書(土-1号様式、営-1号様式及び監-1号様式)及び委託成績評定表(土-2号様式、営-2号様式及び監-2号様式)により当該設計等委託の検査を主管する課長へ送付する。

- 2 工事主管課長は、評定の結果を委託成績評定報告書(土-1、営-1及び監-1号様式)及び委託成績評定表(土-2、営-2及び監-2号様式)により当該局又は所の契約事務を主管する課長を通じて、当該設計等委託の契約事務を主管する課長へ送付する。

(評定結果の通知)

第12条 工事主管課長は、第10条の報告を受け、委託成績評定通知書(設-1号様式、2号様式及び別表)を作成し、速やかに当該設計等委託の受託者へ評定の結果を通知する。

(説明責務)

第13条 工事主管課長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(評定の修正)

第14条 総括監督員又は検査員は、委託成績評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正することができるものとする。

- 2 前項により評定を修正する場合は、第7条から第12条までの規定を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日以後に締結される契約について適用する。